

非正規雇用の 賃金水準と最低賃金制

小越洋之助（國學院大學教授）

はじめに

夏の参議院選挙を前にして、政府は労働関係三法案の一環として最低賃金法改正法案を国会に上程した。この法案は、最近のワーキングプアの激増のなかで、大変重要である。本稿では非正規雇用の賃金水準との関連を意識して、最低賃金制（最賃制）の現状、政府案の骨子、そこでの課題を取り上げたい。

1 非正規雇用の増加とその賃金水準

非正規雇用の激増はすさまじい。最近の新しい統計では雇用労働者（役員を除く）5120万人中、非正規雇用労働者数は1726万人、その割合は33.7%に達している（総務省『労働力調査』07年1～3月期結果）。

パート、アルバイト、契約社員、派遣などが若い労働者を中心に増えている。フリーターと呼ばれる若い層はごく普通になりつ

つある。労働者派遣業の原則自由化・製造業への解禁（労働者派遣法の改定）のなかで、最近では携帯メールでの日雇い派遣（デジタル日雇い）、派遣を請負に偽装する（偽装請負）、さらに自治体業務の民営化・アウトソーシング化による非正規労働者（委託労働者）、本来は賃金労働者なのに、自営業者扱いにされる（偽装雇用）などなど、文字どおりさまざまな雇用形態の労働者が増えている。

では、かれら、彼女らの賃金水準はどのくらいか。日雇い派遣のある事例では20日就労、月収約12万円程度で、月給制に就きたいが、貯金がないので最初の1ヶ月をしげないという状況にある。別の事例では午前7時から18時まで12時間拘束で、手取りは6000円にもならず、実際の時給は500円を切り、月20日働いても12万円未満。文字どおりその日暮らしである。その賃金水準は生計を立てるにはあまりに低すぎる。

非正規雇用の賃金水準は、統計的にみてもパート・アルバイトの最頻値では100万円

未満、せいぜい150万円未満である。200万円台になるのはごくマレであり、しかも年齢に関係がない。派遣労働者では15～29歳で、その最頻値は200～249万円であるが、200万円未満もかなりいる。しかも30～39歳、40～49歳でも年収100万円層さえも多いのである。(厚生労働省『労働経済白書』平成18年版。元の数字は「就業構造基本調査」02年)

賃金形態は、時給しかない。その時給も固定化され、何年経っても昇給しない。賞与は無いか、あってもすずめの涙程度。各種社会保険もない層が大多数である。これでは本人も将来展望がもてないし、働く場でもやる気が失われる。大きな社会問題といわなければならない。

2 最賃制の現状と改革法案

日本の最賃制の現状

非正規雇用では、時給の低さのために自立できず、親に家計を依存しパラサイトするか、ワーキングプア化せざるをえない。この現状を開拓する有力な方法が法定最低賃金の引き上げである。

確かにパートやアルバイト、派遣などの賃金は労働市場での需要・供給関係で決まっている。とくに地域労働市場の需給関係の影響が大きい。だがその市場価格の水準を背後で規制しているのが最賃制である。日本では、都道府県ごとに地域別の最賃制が設定されている。現時点(07年)で、時給の最高は東京の719円、最低は青森県、岩手県、秋田県、沖縄県で610円、加重平均で673円である。(なおこのほかに、地域ごと

の基幹労働者に設定される産業別最賃があり、それは地域別より平均1割以上高い)。

以上の地域別最賃額を月額換算すれば(1日8時間、22日就労として)、東京都では12万6544円、最低地域では10万7360円、加重平均で11万8448円である。日本の最賃水準はいかに低いかお分かりであろう。この結果、非正規雇用の時給の底辺が低く据え置かれるのである。なぜならば、日本の最賃制の決定基準は労働者の生計費ではなく、零細企業労働者の賃金、それを規定する企業の支払能力で決定されているからである。

地域ごとにバラバラな最賃では、蔓延する安値競争圧力をさらに助長し、低賃金地域への資本の移動を容易にさせ、賃金を底上げする機能に乏しい。最近では大企業(トヨタ)の下請単価引き下げのなかでの増産のため、下請中小零細企業が事業協同組合を組織し、ベトナム人の外国人研修生を時給300円程度で使用するという「禁じ手に走る」(『中日新聞』06年9月30日)事件すら発生している。だから、何重もの地域格差を温存させている現行制度は脱法企業の発生や不公正競争の助長という点でも大問題なのである。先進国をみても、諸外国では最賃といえば全国一律制ということがごく常識である。地域格差を残している国など世界をみてもわずか9ヶ国、9%しかない。日本という高度に発達した資本主義国で、47都道府県別に最賃を決めている国などどこにもないことを銘記すべきであろう。

政府の最賃制改正法案の骨子

政府の最賃法改正法案のきっかけは、使

用者側が地域最賃よりも高い産別最賃を攻撃し、地域最賃があるのに「屋上屋を重ねる」としてその廃止を要求してきたことである。反面で、現行最賃があまりにも低すぎ、とくに生活保護以下となる地域が続出し、最賃違反も絶えず、格差社会やワーキングプアの増大の顕在化に対応できない状況も発生してきた。安倍内閣の「再チャレンジ」政策の色づけとしても矛盾が露呈してきたわけである。

時給引き上げの展望のない若者・フリーターなどは、現在、最賃制の大幅引き上げに大きな関心を抱いている。労働団体でも連合や全労連は時給1000円以上の最賃制要求を掲げた。それは野党（民主党、共産党、社民党）の要求ともなった。

政府の最賃制改正法案における重要な変更点を箇条書きしてみたい。

①表示単位を時間額に一本化②地域別最賃を「国内の各地域ごとに、すべての労働者に適用される」ように義務化③最賃の決め方を「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して」決定④地域における労働者の生計費については「生活保護との整合性も考慮する必要性がある」ことの明確化⑤現行制度にある適用除外制度をなくして「減額措置」を導入（例えば障害で著しく労働能力の低い者、試用期間の者など）⑥地域別最賃の違反の使用者への罰則を強化（現行2万円以下から50万円以下への引き上げ）⑦産業別最賃の罰則をなくし、「特定最低賃金」に変更したこと（産別最賃廃止ではなく、それを残すが、罰則をやめたこと）⑧労働協約拡張方式（現行法11条）を廃止⑨派遣労働者に

適用される最賃を「派遣元」の事業場への適用（現行）から「派遣先」事業場へと見直し。以上である。

この法案は例えば②のように、全国一律最賃制を否定していること③では事業の支払能力を残したこと、などこれまでの最賃制の骨格を変更していない。また、産別最賃は廃止にはならなかったが「特定最低賃金」として罰則適用を免除され、さらに⑧の労働協約拡張方式（現行法11条）を廃止することなどは改善点ではない。積極的に評価すべきは④の「生活保護との整合性」や⑥の罰則強化くらいであろう。

最賃と「生活保護との整合性」について

生活保護基準よりも低い最賃制をなんとかせよ、というのは全労連などの強い要求であった。筆者らもこのことを主張してきた。今回の改正法案にこの点が挿入されたのは大きな成果である。厚生労働省調査では地域別最賃で働いた月収（1日8時間、22日就労）と、18～19歳の独身者の生活保護（生活費と住宅費）を比較すると、東京、神奈川、大阪など大都市部で生活保護の方が上回り、県庁所在地での比較では大半の都市で生活保護が高かった、としている。このあたりを改善する予想がある。表は当局が生活保護との逆転解消として11都道府県に要請した最低賃金引き上げ額である。このとおりにいけば、大都市部は800円に近づき、平均で700円台になる可能性がある。しかしこれはあくまで可能性である。

他方で、生活保護基準は近年引き下げられ続けている。さらに老齢加算廃止、母子加算廃止も行われた。アメリカの公的扶助改

革と似せて生涯の受給を5年に制限する案も出されている。当局は生活保護を今後も切り下げる、最賃を多少上げることで「整合性」をとる可能性がある。最悪の場合、最賃は現状程度で、生活保護を引き下げて「整合性」を取るとか、地方の最賃審議での単なる判断材料の一つだけとして扱われることもありえないこともない。今後の展開に注目したい。

3 最賃制の改革をめぐる今後の課題

筆者は非正規雇用の低賃金・ワーキングプア対策として、まずなによりも有効な政策・対抗軸は、最賃制の大幅引き上げ、全国一律最賃制の確立という抜本改革にあると考えている。(この構想の詳細は紙数の関係で省略する)

いま、ヨーロッパ諸国では(全国一律制の)最賃水準を平均賃金の50%とし、それを60%に引き上げる動向にある。現在の日本の最賃は加重平均で673円であるが、諸外国での全国一律方式の水準は厚生労働省の試算では(購買力平価換算、時給)フランスは1148円、イギリスで1073円である。(『労働新聞』07年6月4日)アメリカでさえも、民主党が議会で多数派になるなかで全国一律の連邦最賃を約2年かけて時給5.15ドル(約630円)から7.25ドル(約880円)へと約40%引き上げる法案を可決した。引き上げに反対していた中小企業には今後10年間、減税措置(総額約48億ドル、約5800億円)で対応することである。(『朝日新聞』07年6月26日)。

それに反して日本の政府案は相変わらず

の地域分断性を維持し、中小企業の支払能力を重視する内容である。改正法案が国会を通過し多少の時給が上がったとしても、時給1000円以上の引き上げなど論外となるから非正規雇用の低賃金は本質的には改善されない。公共部門の臨時労働者、委託労働者を含めた若者の自立には役立たないし、一人親家庭や高齢者の所得保障にもならないと筆者はみている。

付記すれば、時給1000円以上の引き上げでも現実は低いのである。京都総評は若年単身者世帯の最低生計費(男性20歳代)では税込み月額18万5426円、年額222万5112円、税・社会保険料を除けば15万8053円と算定した(京都総評『格差社会への挑戦—最低生計費試算についての報告』2006年2月)。ここでは、自立した「人間に値する生活」をするには時給換算1112円である。

近年の市場原理主義政策、規制緩和の政策展開のなかで、自治体のアウトソーシング化は盛んである。委託労働者の雇用は不安定で、その賃金は低い。自治体業務の民営化は脱法企業を数多く生み出し、そこから若者だけでなく、高齢のワーキングプアをも生み出されている。(『週刊東洋経済』07年2月24日など参照)

この背景には自治体の対応の問題もある。委託業務の発注において、積算根拠がない安値競争入札になり、最低制限価格がないか、あってもその水準自体が低い形に設定され、落札企業による労働基準法や最賃法違反、あるいは社会保険適用逃れなどが野放しになり、自治体が脱法企業を最終段階までチェックしていないという問題状況がある。自治体の入札方式を改革し、発注単価

に適正利潤の確保と生活できる最賃水準を盛り込むこと、それを末端下請企業にも徹底される指導などが要請されている。最近では国分寺市など入札改善に真剣に取り組む自治体も現れている。このようにみれば、最賃制の改革課題は働く労働者だけでなく、中小企業経営者やNPO法人などにとっても利益になることを再認識する必要があろう。

表 最低賃金が生活保護より低い都道府県

都道府県	最低賃金 (時給)	(円)	引き上げ必要額 (円)
北海道	644		44
宮城	628		18
秋田	610		1
埼玉	687		35
千葉	687		16
東京	719		80
神奈川	717		88
京都	686		30
大阪	712		32
兵庫	683		20
広島	654		16

* 厚生労働省試算。時給換算。

(資料)『日本経済新聞』07年5月11日